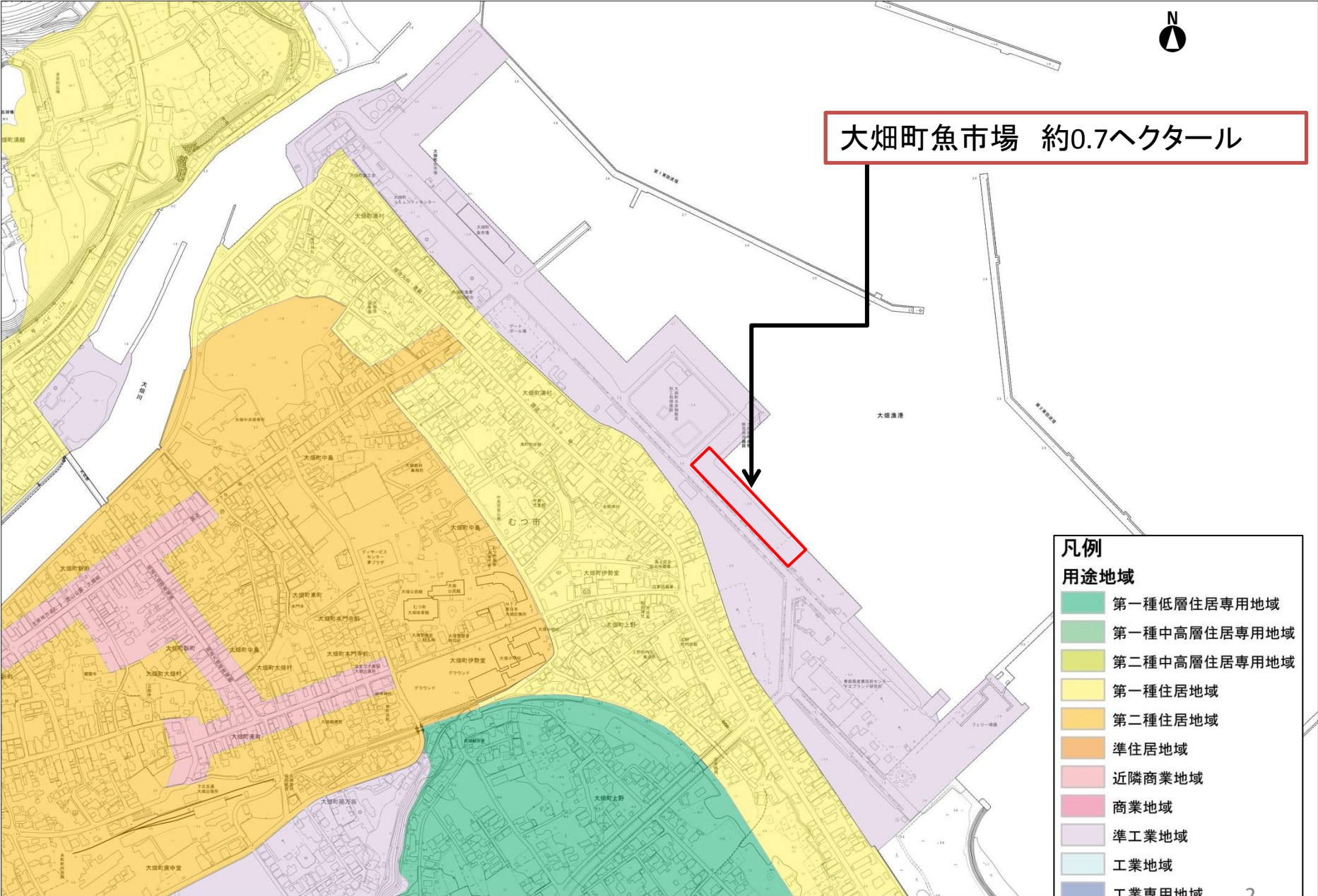


むつ都市計画市場の変更 原案説明会

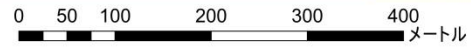
大畑町魚市場の決定

日時 平成26年8月7日(木) 18:30～
場所 むつ市大畑公民館



大畑町魚市場 約0.7ヘクタール

凡例	
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域



都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的方針

むつ市都市計画マスタープラン

【都市づくりの基本テーマ】
生活・産業・エネルギー・自然が共に生きる大地
下北広域圏をけん引する 陸奥の国づくり



平成22年4月
むつ市

全体構想 都市施設整備の方針 その他公益的施設

港湾施設である、漁港・水産加工施設については、その機能を維持するとしています。

大畑地域 地域づくりの課題

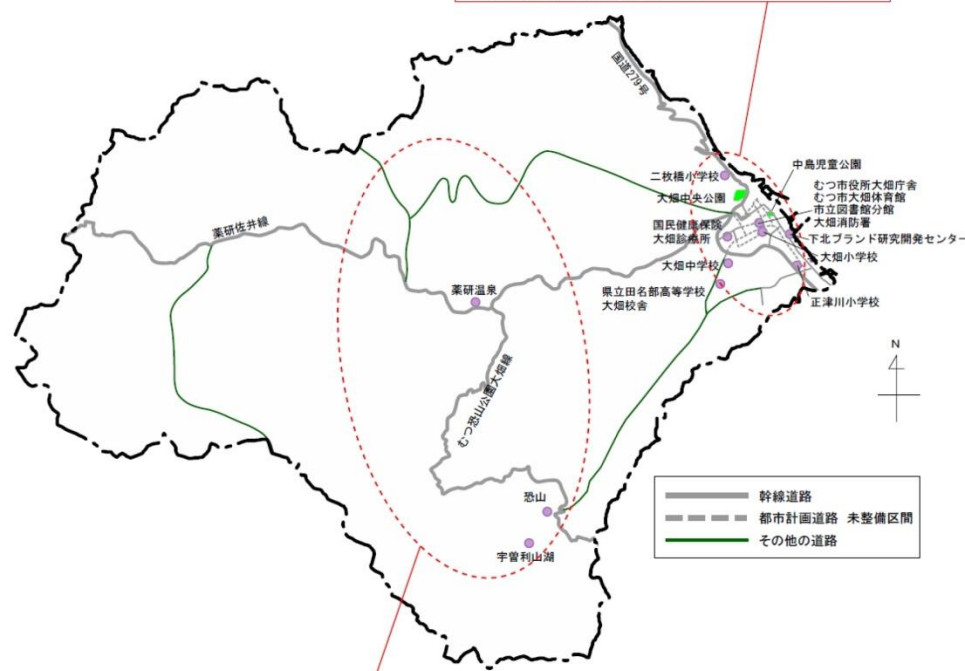
大畑漁港の新たな利用方法、機能付加の検討が必要となっています。

(2) 地域づくりの課題

地域づくりの課題について以下の図にまとめました。

地域づくりの課題図

- 長期未着手となっている都市計画道路の見直しが必要です
- 商店街の活性化、多様化が必要となっています
- 住宅地内の生活道路の整備が必要となっています
- 大畑漁港の新たな利用方法、機能付加の検討が必要となっています
- 利用者のニーズにあったバス交通の改善が必要となっています
- 市街地南部の無秩序な宅地化を抑制する必要があります
- 国道279号沿いの無秩序な宅地化を抑制する必要があります
- 中心市街地内の木造密集地の住環境の改善が必要となっています
- 河川の水質浄化が必要となっています

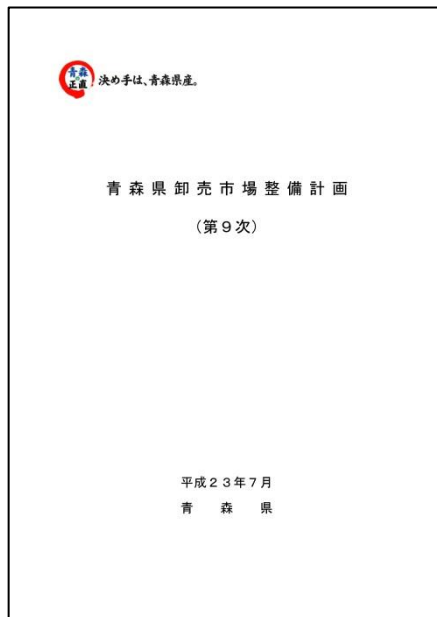


- 森林や海などの自然資源の地域のニーズに対応した保全が必要となっています
- 多様な地域財産を活かした観光の振興が必要となっています

図 地域づくりの課題図



青森県卸売市場整備計画(第9次)



卸売市場配置計画 むつ市

大畑町魚市場については存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。

むつ市長期総合計画



基本方針	1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり
施策項目	(2) 特色ある地域産業の育成
施策内容	① 農林水産業の振興

主要計画 流通販路拡大戦略の展開

流通拠点施設の整備により機能の充実を図り、安全・安心な農林水産物の供給体制の整備に努めます。

都市計画変更の理由

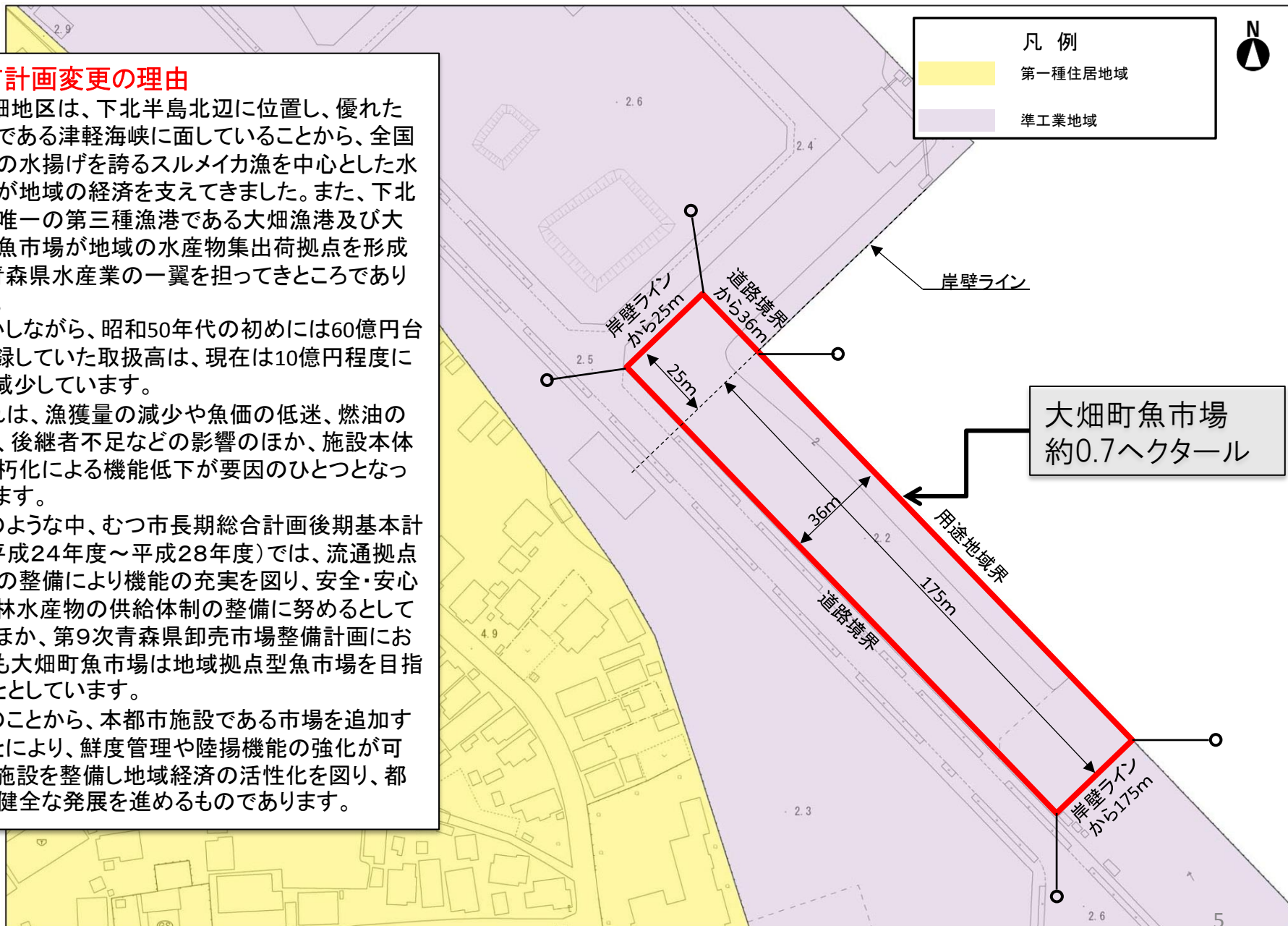
大畑地区は、下北半島北辺に位置し、優れた漁場である津軽海峡に面していることから、全国有数の水揚げを誇るスルメイカ漁を中心とした水産業が地域の経済を支えてきました。また、下北地方唯一の第三種漁港である大畑漁港及び大畑町魚市場が地域の水産物集出荷拠点を形成し、青森県水産業の一翼を担ってきとております。

しかしながら、昭和50年代の初めには60億円台を記録していた取扱高は、現在は10億円程度にまで減少しています。

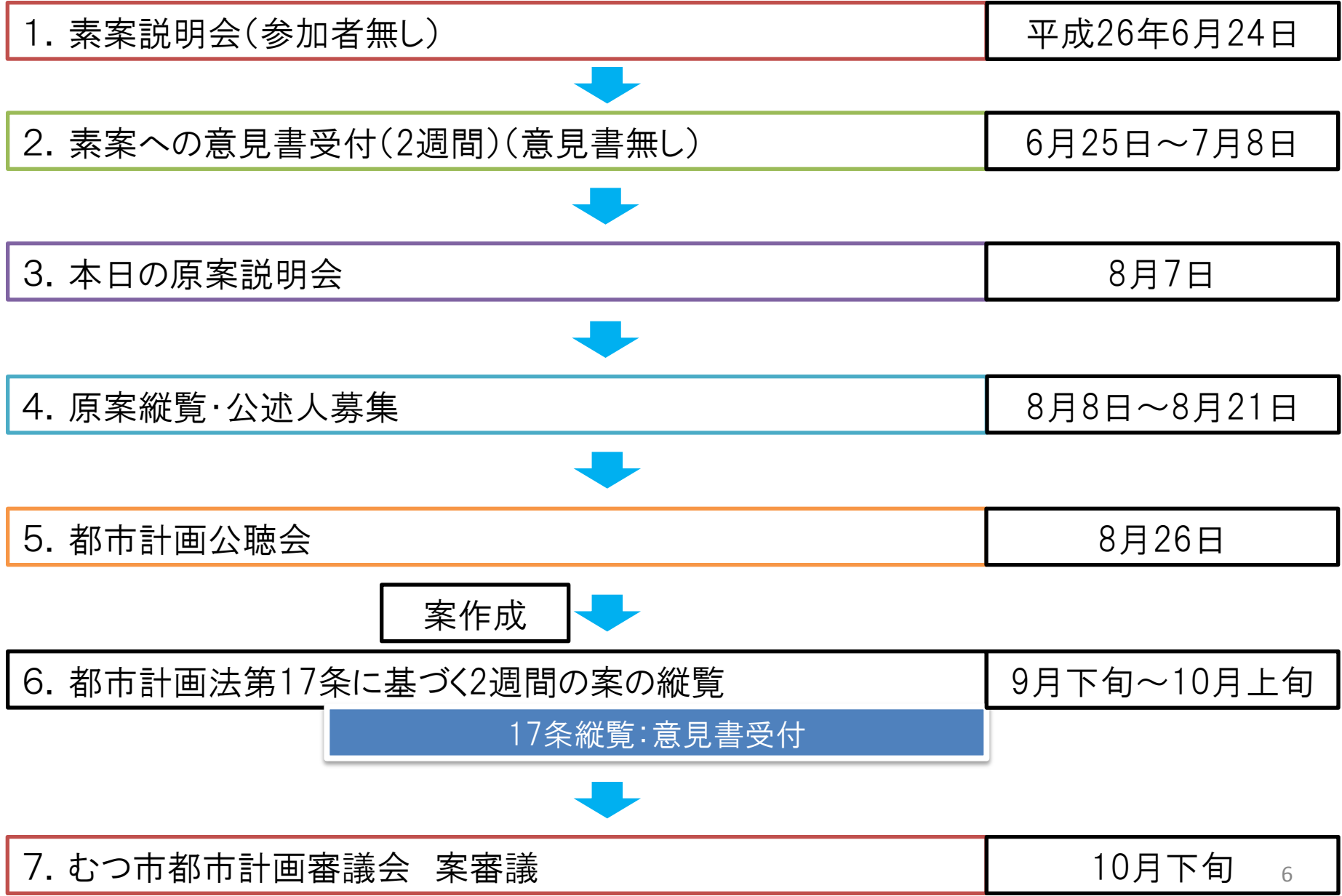
これは、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油の高騰、後継者不足などの影響のほか、施設本体の老朽化による機能低下が要因のひとつとなっています。

このような中、むつ市長期総合計画後期基本計画（平成24年度～平成28年度）では、流通拠点施設の整備により機能の充実を図り、安全・安心な農林水産物の供給体制の整備に努めるとしているほか、第9次青森県卸売市場整備計画においても大畑町魚市場は地域拠点型魚市場を指すこととしています。

このことから、本都市施設である市場を追加することにより、鮮度管理や陸揚機能の強化が可能な施設を整備し地域経済の活性化を図り、都市の健全な発展を進めるものであります。



都市計画変更手続き 今後の予定



1. 案を作成するために行います。
2. 公開された場において、原案に対して意見陳述を行う場となります。
3. 意見陳述のためには、市に公述人として申し出る必要があります。
4. 都市計画公聴会開催日
 - 平成26年8月26日(火曜日)午後6時30分から
 - 場所:大畑公民館

1. むつ都市計画区域に住所を有している人が、公述人になることができます。
2. 多数の申し出がある場合、公述人に選ばれない時もあります。
3. 公聴会での発言は、当該案件の範囲を超えることはできません。
4. 当該案件の範囲を超えた時、申出書の意見の要旨の範囲を超えた時、公述時間を過ぎた時、発言は打ち切られることがあります。
5. 発言時間は10分とします。
6. 公聴会議長は、公述人に質問する場合があります。
7. 公述人は、議長に質問できません。
8. 公聴会では、討論及び表決することができません。

様式の公述人申出書の提出をお願いします。

- 公述人申出書様式の入手方法
 - 原案説明会での配布、市ホームページからのダウンロード、市本庁舎都市政策課のカウンター、大畑庁舎産業建設課
- 公述人申出書の提出方法
 - 郵送、持参でお願いします。

公述人申出書 受付期間: **8月8日～8月21日(午後5時15分まで)**

申出書提出先

- 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市建設部都市政策課 都市計画変更係

公聴会開催日 **8月26日 火曜日 午後6時30分から**

場所: 大畑公民館

ただし、公述の申し出が無い場合は開催いたしません。